



2026年3月17日

各 位

会 社 名 株式会社ネットプロテクションズホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 柴 田 紳  
(コード番号 7383 プライム市場)  
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 渡 邊 一 治  
電 話 03-4530-9235

### 当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、下記のとおり、2026年3月17日付けで訴訟を提起されましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、B2C向け決済サービスである「NP後払い」及び「atone」等の利用規約において、サービスの提供等に関する条件を定めています。今般、特定非営利活動法人 消費者機構日本（以下「機構」といいます）より、当社の利用規約の一部条項が消費者契約法に違反し無効であるとの指摘を受けました。当社としては、関連法令等に照らし適切に運用している旨を回答してまいりましたが、見解の相違から、今般、当該条項に基づく意思表示等の差止め等を求める訴え（以下「本訴訟」といいます）を提起したとして、機構より訴状（以下「公表訴状」といいます）が公表されています。なお、公表訴状によると、本訴訟は当該B2C向けサービスに限定されたものであり、当社のB2B向け決済サービスを対象とするものではありません。

#### 2. 訴訟提起された裁判所及び年月日

- (1) 裁 判 所：東京地方裁判所
- (2) 提 訴 日：2026年3月17日

#### 3. 訴訟を提起した者（原告）の概要

- (1) 名 称：特定非営利活動法人 消費者機構日本
- (2) 所在地：東京都千代田区六番町15番
- (3) 代表者の役職・氏名：代表者理事 鈴木 敦士

#### 4. 訴えの内容及び訴訟の目的の価額

##### (1) 訴えの内容（差止請求の趣旨及び理由）

本訴訟は差止請求訴訟であり、公表訴状によると、機構から提起された請求の趣旨及びその理由は以下のとおりです。

1 当社は、消費者に対し、以下の意思表示を行ってはならない。

##### ① 損害賠償責任の免除に関する条項（NP会員利用規約等）

当社の故意または重過失による場合を除き、損害について一切の責任を負わないとする意思表示。（原告の主張：軽過失による損害賠償責任の全部免除にあたり、消費者契約法第8条1項1号又は同項3号に違反し無効）

##### ② 抗弁権の放棄に関する条項（NP会員利用規約等）

決済の利用にあたり、消費者が加盟店に対して持つ一切の抗弁権を放棄させるという意思表示。（原告の主張：消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法第10条に違反し無効）

##### ③ 延滞事務手数料の支払いに関する条項（NP後払い利用規約等）

支払いを遅滞した場合に、遅延損害金に加えて一定期間が経過するごとに延滞事務手数料を請求することができるという意思表示。(原告の主張: 実質的に損害賠償額の予定等にあたり、消費者契約法第9条1項2号が定める上限を超えるため無効)

2 当社は、前項の意思表示が記載された利用規約その他一切の表示を廃棄すること。

3 当社は、当社の従業員に対し、上記1の意思表示を行ってはならないこと、及び上記2の意思表示が記載された利用規約その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとること。

## (2) 訴訟の目的の価額

本訴訟は非金銭訴訟(差止請求訴訟)となるため、訴訟の目的の価額は記載いたしません。

## 5. 本条項の正当性と対応方針

現在、当社は機構がホームページ上に掲載した公表訴状(なお、訴状原本は今後裁判所から当社宛に送達されるものと思料いたします)の内容を精査していますが、本訴訟において皆様の関心が特に高いと考えられる「③ 延滞事務手数料」に関する当社の認識について、以下のとおりお知らせいたします。

期限までにお支払いいただけない場合に、利用者から手数料をいただくことは、他の後払い決済事業者やクレジットカード発行会社においても広く行われている一般的な慣行であると認識しています。当社はこれまでも弁護士等複数の専門家と継続的かつ多角的に協議を重ね、消費者契約法が目的とする「消費者保護」の立法趣旨を損なうことのないよう、手数料の金額や適用条件等について常に慎重な検討を行ってまいりました。

当社はこれまで機構からの申し入れに対し、当社のビジネスモデルや本手数料の合理性について真摯にご説明し、対話を通じた相互理解に努めてまいりました。引き続き協議を継続していく意向であったなかで、今般の提訴に至っています。本訴訟においても、弁護士等複数の専門家からのアドバイスを受け、消費者の皆様により安心してサービスをご利用いただくための適正化等を柔軟に検討してまいります。今後の裁判手続において、本条項及び当社業務遂行の正当性を主張・立証していく方針です。

なお、当社は後払い決済市場を牽引する立場として、これまでも消費者の皆様との保護と利便性を両立する健全な市場環境の構築に取り組んでまいりました。今後も、消費者の皆様から支持されるサービスであり続けるために、これらの活動をより一層丁寧に継続していく所存です。

## 6. 今後の見通し

公表訴状によると、本訴訟の対象はB2C向け決済サービスに関するものであり、当社の主力事業のもう一つの柱であるB2B向け決済サービス(「NP 掛け払い」等)を対象とするものではありません。

また、本訴訟は、当該条項の将来に向かっての使用停止等を求める「差止請求訴訟」であり、過去に受領した手数料等の返還を求めるものではないため、現時点において当社の財務に直接的な影響を及ぼすものではなく、今期の当社業績への影響は軽微であると考えています。

なお、当社B2C事業の主要な収益源は、加盟店からの決済手数料収入であり、本訴訟の結果によって当社のビジネスモデルに重要な影響を及ぼすものではないと認識しています。

今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上